

酒類の表示の基準における重要基準  
を定める件について

平成 15 年 11 月 12 日  
国税審議会酒類分科会

## 酒類の表示の基準における重要基準を定める件について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8 の規定に基づき、平成 15 年 9 月 12 日付課酒 2 - 6 をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「酒類の表示の基準における重要基準を定める件」について、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして重要基準として定める必要があるかどうか、慎重に調査、審議した結果、別紙のとおり重要基準として定めることが適当であるとの結論に至ったので報告する。

なお、重要基準について、行政当局は、酒類業界に対し積極的かつ適切な広報を実施するとともに、運用に当たっては、透明性、公正性を確保することが必要であることを付言する。

平成 15 年 11 月 12 日

### 国税審議会酒類分科会

分科会長	小林逸太	(東海大学政治経済学部教授)
分科会長代理	小川是	(日本たばこ産業株式会社代表取締役会長)
委員	今井通子	(東京女子医科大学非常勤講師)
〃	北村節子	(株式会社読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員)
〃	幸田昌一	(全国小売酒販組合中央会会長)
〃	立石勝規	(ジャーナリスト)
〃	三屋裕子	(筑波スポーツ科学研究所副所長)
〃	八木祐	(日本酒造組合中央会副会長)
〃	吉澤淑	(元東京農業大学応用生物科学部教授)
臨時委員	小早川光郎	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
〃	水野忠恒	(一橋大学大学院法学研究科教授)

## 清酒の製法品質表示基準のうち重要基準として定める事項（案）

酒税の保全及び酒類業組合に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）86 条の 7 の規定に基づき、清酒の製法品質表示基準（平成元年 11 月 22 日国税庁告示 8 号）のうち、重要基準として次の事項を定める。

（注） 次に掲げる事項に係る項番号は、清酒の製法品質表示基準で定める項番号である。

（特定名称の清酒の表示）

- 1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。

特定名称	製法品質の要件
吟醸酒	精米歩合 60% 以下の白米、米こうじ及び水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、吟味して製造した清酒で、固有の香味及び色沢が良好なもの
純米酒	白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの
本醸造酒	精米歩合 70% 以下の白米、米こうじ、醸造アルコール及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの

- 2 前項に掲げる特定名称の清酒の表示は、当該特定名称によることとし、これと類似する用語又は特定名称に併せて「極上」、「優良」、「高級」等の品質が優れている印象を与える用語は用いないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に掲げるところによることとして差し支えない。

- (1) 吟醸酒のうち、米、米こうじ及び水のみを原料として製造したものに「純米」の用語を併せて用いること。
- (2) 吟醸酒のうち、精米歩合 50% 以下の白米を原料として製造し、固有の香味及び色沢が特に良好なものに「大吟醸酒」の名称を用いること。
- (3) 純米酒又は本醸造酒のうち、香味及び色沢が特に良好であり、かつ、その旨を使用原材料、製造方法その他の客観的事項をもって当該清酒の容器又は包装に説明表示するもの（精米歩合をもって説明表示する場合は、精米歩合が 60% 以下の場合に限る。）に「特別純米酒」又は「特別本醸造酒」の名称を用いること。

（記載事項の表示）

- 3 次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。

(1) 原材料名

当該清酒の製造に使用した原材料名（水を除く。）を、酒税法に規定する原材料名をもって次の方法で表示する。ただし、同法施行令に規定する原材料にあつては、一般に慣熟した呼称又は包括的な呼称によることとして差し支えない。

この場合において、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示すること。

原材料名 米、米こうじ、（以下、使用した原材料を使用量の多い順に記載する。）

## (2) 製造時期

当該清酒を販売する目的をもって容器に充てんし密封した時期を、次のいずれかの方法で表示する。ただし、第5項に掲げる貯蔵年数を表示するものにあつては、製造時期に代えて製造場から移出した時期を表示すること、また、保税地域から引き取る清酒（酒税法第28条の3第1項（未納税引取）の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除く。以下同じ。）で、製造時期が不明なものにあつては、製造時期に代えて輸入年月（関税法（昭和29年法律第61号）第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入許可書に記載されている年月をいう。）を「輸入年月」の文字の後に表示することとして差し支えない。

イ 製造年月 平成9年4月

ロ 製造年月 9. 4

ハ 製造年月 1997. 4

ニ 製造年月 97. 4

## (3) 保存又は飲用上の注意事項

製成後一切加熱処理をしないで製造場から移出する清酒には、保存若しくは飲用上の注意事項を表示する。

## (4) 原産国名

保税地域から引き取る清酒（当該引取り後、詰め替えて販売するものを含む。）には、当該清酒の原産国名を関税法第67条に規定する輸入申告に記載する原産地名をもって表示する。この場合において、原産国名に続けて当該清酒の生産地名を表示することとしても差し支えない。

## (5) 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示する。なお、使用割合は、10%の幅をもって表示することとして差し支えない。

## (表示禁止事項)

6 次の各号に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはならないものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、当該事項の表示の近接する場所に、第4項に規定するポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えない。

(1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語

(2) 官公庁御用達又はこれに類似する用語

(3) 特定名称以外の清酒について特定名称に類似する用語

## 酒類における有機等の表示基準のうち重要基準として定める事項（案）

酒税の保全及び酒類業組合に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）86 条の 7 の規定に基づき、酒類における有機等の表示基準（平成 12 年 12 月 26 日国税庁告示 7 号）のうち、重要基準として次の事項を定める。

（注） 次に掲げる事項に係る項番号は、酒類における有機等の表示基準で定める項番号である。

（有機農産物加工酒類における有機等の表示）

- 1 有機農産物加工酒類（次項に規定する有機農産物加工酒類の製造方法等の基準を満たす酒類をいう。以下同じ。）は、当該酒類の容器又は包装に、「有機又はオーガニック」（以下「有機等」という。）の表示をすることができるものとする。

この場合において、有機等の表示に使用する文字は、日本文字とし、明瞭に判読できる書体とすること。

（有機農産物加工酒類の製造方法等の基準）

- 2 有機農産物加工酒類の製造方法及び種類又は品目（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）に規定する酒類の種類又は品目をいう。以下同じ。）の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 原材料（加工助剤を含む。）は、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

イ 有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成 12 年農林水産省告示第 59 号）第 3 条（（定義））に規定する有機農産物をいい、その容器、包装又は送り状に格付の表示（日本農林規格（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 2 条第 3 項（（定義等））に規定する日本農林規格をいう。）により格付したことを示す特別な表示をいう。以下同じ。）が付されているもの及び有機農産物加工酒類を製造する者が生産し、同法第 14 条（（都道府県等の行う格付））又は第 15 条（（製造業者等の行う格付））の規定により格付されたものに限る。以下同じ。）

ロ 有機農産物加工食品（有機農産物加工食品の日本農林規格（平成 12 年農林水産省告示第 60 号）第 3 条（（定義））に規定する有機農産物加工食品をいい、その容器、包装又は送り状に格付の表示が付されているもの及び有機農産物加工酒類を製造する者が製造又は加工し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 14 条又は第 15 条の規定により格付されたものに限る。以下同じ。）

ハ 有機農産物加工酒類（当該酒類を製造する者が製造した酒類で第 1 号から第 3 号の規定に該当するもの及び当該酒類の製造場に移入し、又は引き取った酒類（酒税法第 28 条第 1 項（（未納税移出））又は第 28 条の 3 第 1 項（（未納税引取））の規定の適用を受けた酒類をいう。）で第 1 号から第 3 号の規定に該当することについての証明があるものを含む。）

ニ イ及びロ以外の農産物（原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る農産物、放

射線照射食品及び組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されるものを除く。）、畜水産物（放射線照射食品及び組換えDNA技術を用いて生産されるものを除く。）及びこれらの加工品（原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品及び放射線照射食品を除く。）並びにハ以外の酒類（原材料として使用した有機農産物加工酒類と同一の種類又は品目の酒類及び放射線照射食品又は組換えDNA技術を用いて生産されたものを原材料として使用した酒類を除く。）

ホ 水

へ 別表1に掲げる食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）

(2) 原材料の使用割合は、次のとおりとする。

イ 水の重量を除いた原材料の重量に占める有機農産物、有機農産物加工食品及び有機農産物加工酒類（以下「有機農産物等」という。）の重量の割合（以下「有機農産物等の使用割合」という。）が95%以上であること。

ロ 食品添加物の使用は有機農産物加工酒類を製造するために必要な最小限度のものであること。

(3) 製造その他の工程に係る管理は、次のとおりとする。

イ 製造の方法は、別表1に掲げる食品添加物を使用する場合を除き、物理的又は生物の機能を利用した方法（使用する酵素等は組換えDNA技術を用いて生産されるもの以外のものに限る。）によること。

ロ 病虫害防除、酒類の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。

ハ 病虫害の防除に使用する薬剤は別表2に掲げるもののみを使用することとし、使用した薬剤の原材料及び製品への混入が防止されていること。

ニ 原材料として使用される有機農産物等は、有機農産物等以外の農産物、農産物加工食品及び酒類（以下「農産物等」という。）と混合するおそれのないよう管理されていること。

ホ 製造された有機農産物加工酒類が洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

(4) 種類又は品目の表示は、次のとおりとする。

イ 種類又は品目の前若しくは後又は近接する場所に「（有機農産物加工酒類）」と表示されていること。

（有機農産物加工酒類の名称等の表示）

3 有機農産物加工酒類の名称の表示、原材料に使用した有機農産物等の名称の表示及び有機農産物等を原材料に使用していることの表示（以下「有機農産物等の使用表示」という。）をする場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 有機農産物加工酒類の名称の表示は、「有機〇〇加工酒類」又は「有機〇〇使用酒類」等、有機農産物加工酒類であることを表す事項を記載すること。

この場合において、「〇〇」については農産物等の一般的な名称を記載するものとし、「有機」については「オーガニック」と記載することとして差し支えない（第3号において同じ。）。

- (2) 原材料に使用した有機農産物等の名称の表示は、農産物等の一般的な名称の前又は後に「有機」又は「オーガニック」の文字を記載すること。

この場合において、原材料に使用した有機農産物又は有機農産物加工食品のうち、その名称に「転換期間中」と表示されているものがあるときは、「転換期間中」の文字を併せて記載すること。

- (3) 有機農産物等の使用表示は、「有機農産物加工酒類使用」又は「有機〇〇使用」等、有機農産物等を原材料に使用していることを表す事項を記載すること。

（有機農産物等を原材料に使用した酒類における有機農産物等の使用表示）

- 5 有機農産物等を原材料に使用した酒類（有機農産物加工酒類を除く。）は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める要件を全て満たす場合に限り、当該酒類の容器又は包装に有機農産物等の使用表示をすることができるものとする。

この場合において、有機農産物等の使用表示は、第3項第3号に規定するところによるものとし、当該酒類の品質が有機農産物加工酒類と同等又は当該酒類より優れている印象を与えない方法によること。

- (1) 有機農産物等の使用割合が50%以上のもの。

イ 酒類の種類又は品目の前若しくは後又は近接する場所に、有機農産物等の使用割合が「（有機農産物〇%使用）」と表示されていること。

この場合において、「（有機農産物〇%使用）」の表示に使用する文字については酒類の種類又は品目の表示に用いている文字の書体及び大きさと同じものとし、「〇%」については1%単位又は5%刻みによる数字（いずれもその端数は切り捨て）により表示すること（以下同じ。）。

ロ 有機農産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示されていないこと。

- (2) 有機農産物等の使用割合が50%未満のもの。

イ 酒類の種類又は品目の前若しくは後又は近接する場所に、有機農産物等の使用割合が「（有機農産物〇%使用）」と表示されていること。

ロ 有機農産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示されていないこと。

（酒類における遺伝子組換えに関する表示）

- 6 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 対象農産物（組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であって別表3に掲げるものをいう。以下同じ。）又はこれを原材料とする加工食品（遺伝子組換えに関する表示に係る加

工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年農林水産省告示第517号。以下「農林水産大臣の定める基準」という。)の別表2に掲げる加工食品をいう。以下同じ。)を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存する酒類(これを原材料とするものを含み、次号に掲げるものを除く。)又は特定遺伝子組換え農産物(対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。)であって別表4の左欄に掲げる形質を有する同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とするもののうち同表の中欄に掲げる酒類については、農林水産大臣の定める基準の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示を行うこと。

- (2) 対象農産物(これを原材料とする加工食品を含む。以下本号において同じ。)を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存しない酒類(これを原材料とするものを含む。)又は対象農産物を主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。)としていない酒類(これを原材料とするものを含む。)については、遺伝子組換えに関する表示を行わないことができる。ただし、これらの酒類について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前号の規定により表示すること。
- (3) 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目(これを原材料とする加工食品を含む。)を原材料とする酒類(これを原材料とするものを含む。)については、遺伝子組換えでないことを表す用語を表示しないこと。



## 未成年者の飲酒防止に関する表示基準のうち重要基準として定める事項（案）

酒税の保全及び酒類業組合に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）86 条の 7 の規定に基づき、未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年 11 月 22 日国税庁告示 9 号）のうち、重要基準として次の事項を定める。

（注） 次に掲げる事項に係る項番号は、未成年者の飲酒防止に関する表示基準で定める項番号である。

（酒類の容器又は包装に対する表示）

- 1 酒類の容器又は包装（以下「容器等」という。）には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示するものとする。

（酒類の陳列場所における表示）

- 4 酒類小売販売場（酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいう。以下同じ。）においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示するものとする。

この場合において、酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合については、例えば、酒類を他の商品と陳列棚又は陳列ケース等により明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法により表示するものとする。

（酒類の自動販売機に対する表示）

- 6 酒類小売販売場に設置している酒類の自動販売機には、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に掲げるところにより、当該自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるよう明りょうに表示するものとする

(1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されていること。

「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示する。

(2) 免許者（酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた者をいう。）の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号

(3) 販売停止時間

「午後 11 時から翌日午前 5 時まで販売を停止している」旨を表示する。

（酒類の通信販売における表示）

- 7 酒類小売販売場において酒類の通信販売（商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいう。）を行う場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を表示するものとする。

(1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含む。）

「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨

(2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）

申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨

- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含む。）  
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨

## 地理的表示に関する表示基準のうち重要基準として定める事項（案）

酒税の保全及び酒類業組合に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）86 条の 7 の規定に基づき、地理的表示に関する表示基準（平成 6 年 12 月 28 日国税庁告示 4 号）のうち、重要基準として次の事項を定める。

（注） 次に掲げる事項に係る項番号は、地理的表示に関する表示基準で定める項番号である。

（地理的表示の保護）

2 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならない。

なお、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても同様とする。